



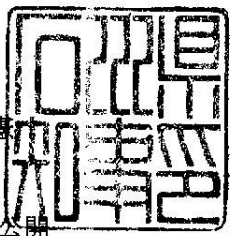
別記様式第3号 (第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

辰ダム第 103 号
平成 22 年 4 月 20 日

中 登史紀 様

石川県知事 谷本 正憲



平成22年4月6日 付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規程により通知します。

公文書の件名	平成元年～平成21年度 用地取得整理台帳
公文書の公開の日時	平成 年 月 日
公文書の公開の場所	情報公開総合窓口 (金沢市鞍月1丁目1番地)
公開しない部分	土地代金、前金払金額、残金一括払金額、補償金額、補償金前払金額、残金一括払金額、委任者氏名
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第6号に該当 公開することにより当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報に該当
※上記の理由がなくなる期日	平成 年 月 日
担当課 (所)	石川県辰巳ダム建設事務所 (電話076-229-4556)
この決定に不服がある場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規程により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対して異議申立をすることが出来ます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 注2 指定された日時が都合が悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。
 注3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。